



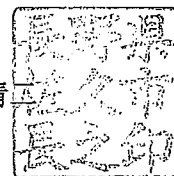
29佐総第167号

平成29年11月21日

佐久市代表監査委員

篠原 捷四 様

佐久市長 柳田 清



平成28年度決算審査に関する講評意見への措置状況について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成28年度決算審査に対する対応調査（共通事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
関係各課	<p>1 公共施設の維持管理等について</p> <p>少子高齢化による生産年齢人口の減少や、合併特例措置等の終了に伴い今後益々財源確保が厳しくなる中、公共建築物やインフラ施設の維持管理経費及び更新経費は市にとって大きな財政負担となります。</p> <p>平成29年3月に、これまでの公共施設マネジメントの方針に則り、「佐久市公共施設等総合管理計画」が策定され、今後40年間の公共施設の数値目標や取り組みについて示されたところです。</p> <p>この取り組みにあたっては、施設の所管部署だけでなく、職員一人ひとりが危機感を持って推進し、住民サービス向上とコストの削減を常に意識する中で、定期的に効果の検証や必要な見直しを行っていただきたい。</p>	<p>公共施設等総合管理計画の目標の実現のためには、職員一人ひとりが公共施設の管理運営に対して意識的に取り組んでいくことが重要となります。</p> <p>このことから、全職員が「公共施設等総合管理計画」の方針を共有でき、より進事例などの情報提供や、研修等を開催するとともに、定期的な効果の検証を実施し、全庁体制により、計画的に公共施設の適正化を推進してまいります。</p>
関係各課	<p>2 税以外の未収金対策について</p> <p>保険料、使用料等については、市営住宅使用料、奨学資金貸付金、生活保護法第63条・第78条返還金、保育所保育費徴収金、望月別荘水道使用料、介護保険料、住宅新築資金等貸付金、後期高齢者医療保険料、道路敷・河川敷等占有料、高齢者外出支援サービス利用者負担金において未収金が発生しています。</p> <p>前年度決算審査時の指摘により、収納対策に取り組みられた成果として収納率が向上しているところもありますが、前年度より収納率が低下している事業も見受けられます。個々に事情等あるとは思いますが、未収金の実態を分析、把握するなかで、他市の収納対策も参考に、法的措置を前提とした催告など効果的な措置に努めてください。また、不納欠損処分等については、根拠法令を明確にし適正に実施していただきたい。</p>	<p>税以外の未収金対策については、「佐久市未収金対策本部」における「対策方針」や「対応策」に基づき、各担当課が連携して情報等を共有し、滞納状況の実態を分析、把握するとともに、他市の未収金対策の状況等も参考にし、法令に基づいた督促や法的措置等の実施に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>また、不納欠損処分等については、法令や佐久市債権管理条例に基づき、各担当課で適正な債権管理を行う中で対応してまいります。</p>
関係各課	<p>3 預金通帳等の管理について</p> <p>所管する団体等の会計経理の必要上、口座を開設し所管課で管理しているケースがあり、課によっては複数の通帳を管理しています。</p> <p>通帳、口座届出印及び現金等の取扱については、定期的に複数の目録チェック、口座届出印で再確認し適正管理に努めてください。</p> <p>また、口座管理するという事は、口座の数だけ会計リスクが高まるという事であり、口座管理する事で本当に管理しなければならぬものか、各課において口座のあり方についてももう一度見直していただきたい。</p>	<p>平成29年7月13日に改訂した「佐久市公金取扱マニュアル（標準版）」において、団体等の通帳管理について市職員が関与する必要性の検討や、収入票・支出票の決裁及び所属長による年2回以上の出納証書類の点検を義務付けました。</p> <p>また、会計課で行っている公金の管理等に関する現地調査において、団体等の通帳と口座届出印の管理者が別人であるか、別々の場所では保管しているかを毎年確認しておりますが、更に今年度は、この改訂したマニュアルに沿って管理するよう直接指導しました。</p>

平成28年度決算審査に対する対応調書（共通事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
関係各課	<p>4 市が支出している負担金・補助金について</p> <p>それぞれ目的に応じ、要綱規則等に基づき、要綱規則等に基づき、補助金等が交付されています。その用途状況については、市から各種事業・団体へ負担金・補助金等が交付されています。その用途状況については、それぞれ別の団体から事業実績報告書を受け各担当課で確認を行っているところですが、今年度数件の報告書を超過している事例や、交付団体の次年度繰越額が、市からの負担金額を数回も不明瞭な事業実績報告書により、交付額の事業費割合の確認、交付額と次年度繰越額との比較等内容の精査を行うなど、金額の妥当性、交付の必要性について十分な検証を行ってくださいます。</p>	<p>負担金・補助金については、市の補助金等交付規則や要綱等に基づき交付しているところではありますが、実績報告書による書面上の確認のみならず、決算書を精査するなど、妥当性や必要性についても検証し、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>また、「交付先の次年度繰越額が、市からの負担金額を数年に渡り超過している、事業費に対する市に負担割合が大きいくその根拠も不明瞭」といった事実の洗い出しと負担金・補助金の適正な支出について庁内周知徹底を行いました。</p>
関係各課	<p>5 指定管理について</p> <p>市では、民間事業者等の有するノウハウを活用し、サービスの向上や管理経費の削減などを目的として、多くの施設に指定管理者制度の導入を図ってきました。</p> <p>今回いくつかの収支報告書を確認したところ、収支報告書について担当課がその詳細を把握していないという事例がありました。</p> <p>指定管理者制度は、民間事業者等を活用することから、ある程度、指定管理者に委ねていくことは必要ですが、施設の最終的な責任は、行政側にあります。</p> <p>そのため、現地調査、モニタリングなどを実施し、適切な管理が行われているかを把握するとともに、必要があれば協定を見直すなどし、施設管理の現状把握に努めてください。</p> <p>特に収支報告書については、提出された内容を十分に確認するとともに、適正に処理等が行われているかについても留意していただきます。</p>	<p>「施設管理の現状把握」につきましては、施設ごと、指定管理者に定期的に報告書等を提出させるとともに、モニタリング、現地調査などを実施し、その把握を行っております。</p> <p>今後、監査における指摘事項や課題等を庁内で共有するとともに、職員向けの研修を実施するなど、より適正な事務処理に努めます。</p>

平成28年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
財政課	<p>1 普通財産の貸付について</p> <p>「佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」の算定基準による普通財産の貸付料の検証・見直しについては、昨年度の決算審査でも指摘したところですが、平成28年度に改定時期を迎えた物件において賃借料の変化は無い状況です。</p> <p>契約更新時等においては公平性の観点から十分な検証を行い、妥当性のない算出基準については見直しを行ってください。</p>	<p>普通財産の貸付料は、「佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」を基準に算出し、固定資産の評価替えに合わせ、3年に1度見直しを行っています。</p> <p>同条例第4条には、貸付料の減額又は免除については定めており、これに基づき貸付を行っている場合があります。これらの物件については、減額、免除の理由や、物件の状況を確認しながら、見直しを行っておりますが、引き続き対応を進めます。</p>
収税課	<p>1 滞納対策について</p> <p>平成28年度の市税の収納状況については、現年課税分収納率は98.50%で、前年度を0.03ポイント下回ったものの、滞納繰越分については25.23%と前年度を2.28ポイント上回りました。その結果、全体の収納率が94.25%となり、前年度を0.63ポイント上回り、ここ数年改善が続いていることは各種収納対策に取り組んできたことの成果です。</p> <p>国保税についても、現年課税分収納率は93.63%で、前年度を0.06ポイント上回りました。滞納繰越分も30.04%と前年度を4.61ポイント上回り、全体の収納率は83.06%となり、前年度を1.39ポイント上回る結果となりました。</p> <p>大口滞納者等の収納対策として、本年度も長野県地方税滞納整理機構へ50件、本税総額51,680,600円を依頼し、そのうち25,298,487円と延滞金、督促分7,189,508円の合計32,487,995円が納付されました。収納金額は前年度に比べ減っておりませんが、収納率は48.95%と前年を9.36ポイント上回っています。また、預貯金等の差し押さえ処分も前年対比、件数で約1.5倍、金額で約1.7倍と積極的な対応が伺えます。</p> <p>さまざまな収納対策により年々収納率が上昇し続けていることは評価できますが、一方、県内19市の収納状況を見るときには、国保税を除く収納率で佐久市は19市中16位とまだまだ改善する余地があると思われ、より多くの滞納解消対策の推進を要望します。</p>	<p>滞納対策については、「佐久市未収金対策本部における対策方針」に基づく対応策を推進します。</p> <p>専任徴収員と各地区担当者の連携を密にし、現年度課税分の滞納を中心とした訪問徴収や電話催告、納税相談等を行って、現年度課税分の収納率向上と新規滞納者の縮減に努めます。</p> <p>再三の催告や訪問徴収、納税相談等に応じない滞納者に対しては、徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分をさらに強化して実施します。</p> <p>また、5月と12月に全庁体制で実施する一斉滞納整理や「長野県地方税滞納整理機構」への高額困難案件等50件の移管を引き続き実施して、未収金の縮減と収納率の向上に努めます。</p>
企画課	<p>1 ふるさと納税について</p> <p>市へのふるさと納税寄附額は平成27年度に比べ増加しておりますが、県下の寄附受入額順位は19市中18位と前年度の14位をさらに下回る結果でした。</p> <p>ふるさと納税寄附による自主財源の確保のため、より多くの方に佐久市の魅力を効果的にPRし寄附額の増収に努めてください。</p>	<p>ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、創意工夫により魅力的な返礼品を多く取り揃え充実を図るとともに、佐久市の様々な取り組みのPRをすることによって多くの方にふるさと納税をしていただけたらという努めをします。</p>

平成28年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
広報情報課	<p>1 佐久市情報通信施設等整備事業基金について 情報通信施設及び防災情報通信施設の整備を図る目的で、平成28年度新たに、「佐久市情報通信施設等整備事業基金」が積み立てられました。 情報通信施設の更新・整備にあたっては、設備投資の是非を十分検討の上、基金積立額を決定するよう努めてまいります。また、基金の用途につきましては、設置目的に基づき伝送路等通信関係機器類の賃貸借契約者と経費負担等の協議を行い、十分検証する中で支出を決定してまいります。</p>	<p>佐久市情報通信施設等整備事業基金積立額の決定については、毎年度、更新・整備の進捗状況を踏まえ将来推計を見直し、必要な積立額を決定します。当該基金の用途については、実施年度ごとに伝送路等通信関係機器類の賃貸借契約の内容に沿って、賃貸借契約者と十分な事前協議を行い、事業計画を検討する中で適正な経費負担を決定します。</p>
契約課	<p>1 物品（備品）の分類について 備品の分類については、佐久市財務規則第215条に基づき、ガイドラインとして「物品（備品）分類表について」及び「会計事務処理マニュアル」の基準により分類されております。「物品（備品）分類表について」の中では、普通備品は、1個又は1組の取得価格が概ね1万円以上のもので、耐用年数が1年以上のものであり、これらの基準により所管課で備品台帳を管理しております。備品台帳の登録内容の中には、消耗品や、備品として台帳管理が必要なものか疑問に思えるものもありました。 事務の効率性、台帳管理の必要性の観点から、分類基準等の見直しを行い効果性のある備品台帳の整備に努めてください。</p>	<p>物品の分類については、あくまでその物品の性質（き損の難易度や耐用期間の長短）を判断基準とするべきであり、ガイドラインの見直しについて検討を進め、適正な台帳管理に努めます。</p>
人権同和課	<p>1 住宅新築資金等貸付事業の未収金対策について 住宅新築資金等貸付金の償還金の収納率については、過年度分、現年度分ともに前年対比の収納率を下回り、合計で0.37ポイント下回る結果となりました。 調定額に対する収入未済額の占める割合も97.96%と前年度より大きくなっており、さらなる収納率向上対策を検討し収入未済額の縮減に努めてください。</p>	<p>住宅新築資金等貸付金の未収金の解消に向け、今後も重点対応策として、残高通知・催告書を年4回発送し、通年での人権同和課職員による滞納整理では、滞納者との償還相談及び指導、連帯保証人への折衝や運動団体役員と長期滞納者への折衝を行い、徴収率の向上に努めます。 また、市内関係各課と滞納者についての情報収集し、弁護士や金融機関等から市としてできる対応について情報収集し、収納の工夫を図ります。合わせて、折衝状況により法的対応や佐久市債権管理条例に則り不納欠損処理について精査、検討を行います。</p>

平成28年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
生活環境課	<p>1 再商品合理化拠出金について</p> <p>市民が分別し収集された容器包装プラスチックは、再商品化を目的に、財団法人日本容器包装リサイクル協会へ搬出されています。分別がおこなわれる容器包装プラスチックについては、委託業者により破袋、分別が異なる容器等あれば分別の段階で取り除いています。禁止品を含む異物の混入により、品質による市への拠出金は連続して0円となっています。市民に分別の周知啓発を図る中で、更なる品質の向上に努めてください。</p>	<p>容器包装プラスチックの品質の向上については、引き続き広報紙や出前講座等を通じて、市民に分別の周知啓発を図るとともに、容器包装プラスチックの処理の流れのほか、合理化拠出金の計算方法や、佐久市の容器包装プラスチックの評価結果及び、拠出金額等の状況について、あらゆる媒体を通じて広報し、市民の正確な分別周知に努めます。</p> <p>また、収集委託業者に対しても、分別が徹底されていない容器包装プラスチックについては、イエローカードを貼り、回収はしないよう改めて指示し徹底するほか、現在委託業者が行っている破袋及び分別作業について、その作業方法、作業手順及び、異物混入のチェック方法の確認を行い、適正な分別を行うよう指示するとともに、定期的に検査を実施してまいります。</p> <p>このような対応策により、容器包装プラスチックの品質の向上を図り、品質による拠出金が確保できるように努めます。</p>
福祉課	<p>1 生活保護法第63条・第78条返還金について</p> <p>返還金の調定について、本来調定すべき時期に調定できなかった過年度分を、国の指導により平成28年度に一括調定しました。</p> <p>このことにより収納率は、第63条返還金は73.76%で前年対比21.55ポイントの減、第78条返還金は4.91%で前年対比32.39ポイントの大幅減となりました。</p> <p>適正な事務処理と債権管理に努めると共に、より一層の収納確保に取り組みてください。</p>	<p>法第63条・第78条返還金の未収金対策につきましては、今後も被保護者に対する収入申告の指導徹底による「返還金等の発生抑止」に努めるとともに、債権履行期限までに履行しない債務者に対しては、地方自治法施行令等に基づく督促を行い、督促しても納付されない場合は、訪問や福祉事務所への呼出し等による債権履行の催告を行うなど、積極的な折衝を図り、債権の確実な回収に努めます。</p> <p>また、返還金等を確実に回収するためには債権についての記録及び管理が重要であるため、各債権の時効や実施した措置等を一覧性のある台帳で記録・保存し、債権管理の進行状況を常に管理できるよう適正な事務処理と債権管理に努めます。</p>

平成28年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
農政課	<p>1 負担金・補助金について</p> <p>負担金の交付団体の決算における次年度繰越額が、数年にわたり市からの負担金額を超過している事例について、昨年の定期監査でも指摘しました。指摘に対し、多額の繰越額は、設備更新の必要経費等とのこととあり、補助金等であれば、更新計画を策定するなど事業費を明確にするにとともに、「補助金等戻直し基本方針」等と照合する中で、交付金額や内容について十分な検証を行ってください。</p>	<p>当課で事務局を担う団体等のうち、繰越金額が負担金額等を超過している団体は、佐久市認定農業者連絡協議会、佐久市営農支援センターの2団体です。佐久市認定農業者連絡協議会については、複数年度にわたり繰越額が補助額を超過している状況を踏まえ、補助金の用途等を精査し、補助額の減額等について検討します。</p> <p>佐久市営農支援センターについては、運営経費に係る負担金と、新品目試験ほ場の管理運営に係る委託料を、それぞれ年度同額程度の運営費を支出してこのうち負担金については、団体で毎年度同額程度の運営費を支出しており、運営経費に係る繰越額が負担金額を超過してはいません。</p> <p>委託料については、市において、人件費、機材等のリース料等のほか、一定の事業期間内で必要な設備整備額を含めて積算し、委託契約を締結しています。受託者である支援センターにおいては、この積算を踏まえ、効率的な事業運営に努めつつ、必要な設備整備について積立金に相当する考え方で次年度以降に繰り越しています。</p> <p>これららの設備整備については、受託団体において改めて設備整備計画、更新計画等を策定することにより明らかにします。</p> <p>なお、今後については、一定期間における業務の計画をあらかじめ明確にしたうえで、各年度の委託料額を定めて委託するよう検討を進めます。</p>
耕地林務課	<p>1 積立基金について</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金については、平成6年に旧臼田町において設置し、基金元金の取り崩しはせず運用益のみを目的に応じた事業へ充当していき、その金額はここ数年数千円となっています。</p> <p>平成5年度農林水産省構造改善局の主施策の1つとして、運用益にて事業を行うことを目的とし造成された基金ではありますが、平成9年4月以降は、低金利で運用益が少ない状況にあっても必要な事業を行えるよう基金元金の取り崩しもできることになっていきます。</p> <p>基金設置から20年以上が経過し、平成6年度当時とは地域の状況も変化していることから、基金の活用方法について検討してください。</p>	<p>中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるために必要な集落共同活動の強化を図るための調査、研究費の支援に充てるため、平成6年度旧臼田町において果実運営型基金として「中山間ふるさと・水と土保全基金」を設立し以降、運用益を財源として事業に充当しております。</p> <p>近年、基金の運用益が低額となっており、また、運用益を充当している事業で基金の用途に合致する地元からの事業要望も少ないことから、同様な基金を設置している他市町村の状況を確認し、今後、基金の取り崩しも含め、当該基金が効果的に活用されるよう検討を行います。</p>

平成28年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
商工振興課	<p>1 ものづくり支援事業補助金について</p> <p>多くの事業が製品化もしくは実用化に結びついており、補助金が有意義に活用されていることは評価できますが、収支報告書の中には、申請時の計画金額と実績額が1円単位まで全く同額のものがありまして、収支報告を受けられる際は、書面上の金額確認だけでなく、状況によっても、交付団体に対し補助金等の用途の詳細確認を行う等の実態調査が必要であると考えます。</p>	<p>佐久市ものづくり支援事業補助金については、補助金申請時に、専門家の審査委員による審査会でのヒアリングや、実績報告時の審査委員による報告書の詳細な確認を行っております。</p> <p>今後も、申請時の予算及び実績報告時の決算の収支について精査していくとともに、支出の用途が不明なものについては、聞き取りによる詳細の確認や、必要に応じて補助金の成果を確認するための企業ヒアリング等を行うなど、適正な補助金の運用に努めます。</p>
浅間総合病院事業	<p>1 人事評価制度について</p> <p>第二次整備事業の建設工事に伴い、来院される患者の皆さんにとって、不便な時期であったにも関わらず、外来患者数が大幅に増加しました。これは、外来来りハリハビリテーションの積極的な受け入れなど、病院職員の努力が認められ、育成は病院経営に大きな影響を与え、重要な要素です。平成28年度から人事評価制度を導入していますが、職員の努力を評価し、モチベーションの向上を支援できるように努めます。</p>	<p>人事評価制度の導入に合わせ、全ての医師を対象とした事業管理者による面談・方針を、医師以外の職員においては所属長との面談を行う中で、病院の理念・方針を実現するための具体的な目標設定や職員一人ひとりに対して、人事評価制度の精度向上に向けて、評価者・被評価者研修会を開催し、共通理解の下、適正な評価を行い、高い貢献をした職員が報われる制度の形成に努めることにより、モチベーションの維持・向上につなげます。</p>
浅間総合病院事業	<p>2 減価償却費の増加に伴う利益確保について</p> <p>平成28年度で第二次整備事業が終了となり、手術室、糖尿病センター等を備えた新中央棟が平成29年3月から開業となっております。今後は、当事業に係る減価償却費の大幅な増加が見込まれるため、整備された医療機能を生かし、本年度以上の利益確保に向けた病院経営を行っていく必要があります。</p> <p>平成29年3月に策定された「佐久市立浅間総合病院改革プラン」によると、当面の減価償却費は7億円を上回るものとされ、平成29年度の目標数値として、医療収益を6,304,800千円としています。近年の患者数の推移や少子高齢化、人口減少等の社会情勢からすると、高い目標値とならないかと思われ、ますが、達成に向けての未収金の回収や経費の削減などの地道な経営努力を重ねるとともに、常勤医師の確保をはじめとした医療環境の充実を図り、地域における公立病院として存在感を示していきけるよう望みます。</p>	<p>今後、減価償却費の増加に伴い、病院の経営は大変厳しいものと見込まれますが、経営の安定化や地域の医療ニーズに合わせた役割を果たすための医療体制の確保を実現するために、病院改革プランに沿って、事業管理者や医師確保推進医を中心とした情報収集等に基づく医師確保対策をはじめ、ジェネリックの推進等による経費の削減、専門職員による休日訪問未収金回収、地域包括ケア病棟への病床機能の転換など、具体的な対応を進め、公立病院としての本来の役割を果たせるよう努めます。</p>

平成28年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
下水道事業	<p>1 退職給付引当金について 平成26年度から適用している公営企業会計新基準では、退職給付引当金を計算しなればならないこととされており、佐久市下水道事業会計では、決算書注記に記載されているとおり、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づいて、一般会計から全額支出しているため、引当金として計上していませんが、公営企業会計の独立性の原則を鑑みると、退職手当を全額一般会計から支払うことは、望ましくなくないのではありませんかと考えます。経営実態を正確に把握するという観点からも、覚書を見直していくことを検討して下さいます。</p>	<p>下水道課に経歴のある職員のある職員の退職金については、その在職期間分を企業会計で負担する方向で、現在担当部局と協議中です。</p>
下水道事業	<p>2 施設設備の維持管理等に係る資金について 平成28年度末の下水道普及率は97.7%となり、整備事業は完了に近くなっていきます。また近年の下水道事業の傾向としては、普及促進から維持管理へと転換していく状況にあり、平成29年2月に策定された「佐久市下水道事業経営戦略」においても、下水道施設の老朽化とそれに伴う更新財源の確保が課題とされています。 更新に要する金額の算定については、より現状に即した金額を確保できるよう、施設設備等の正確な更新時期の判断基準が必要と考えます。その上で、今後の大規模な更新工事に向けた基金の積立及び増加する修繕費用の引当金の計上のほか、現金預金の効果的な運用等について検討して下さい。</p>	<p>今後の施設の更新工事においては、ストックマネジメント計画等を策定し、経営戦略の見直しを行ないながら、計画的に更新工事を進めます。 平成29年度からは、将来の更新費用に対する財源確保を視野に入れ、建設改良積立金及び減債積立金を始めました。</p>